

Weekly Report

第 751 号

令和6年6月17日

イベント入場券に係る税務上の取扱い

来年4月に大阪・関西万博が開催される予定です。

◆大阪・関西万博の入場チケットの取扱い

現在、大阪・関西万博の入場チケットが販売されていますが、企業がチケットを購入した場合は、原則として次のように取扱われます。

①法人が販売促進等の目的で当該チケットのみを取引先等に交付する場合、当該入場チケットの購入費用は交際費等に該当せず、販売促進費等として損金算入できます。

②企業等が従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合、当該入場チケットの購入費用及び見学のために通常要する交通費、宿泊費等は、福利厚生費に該当し、損金算入できます。

◆チケットを割引購入した場合の仕入税額控除

企業が福利厚生等としてイベントのチケット（物品切手等）を購入した場合、そのチケットに係る課税仕入れは購入時ではなく、従業員等がイベントを観覧（引換給付）した時に課税仕入れを計上し、仕入税額控除の適用を受けることになります。その際、仕入控除税額は実際に支払ったチケットの購入金額にかかわらず、受領したインボイスに記載された金額を基礎として算出します。

例えば、チケットを割引価格で購入した場合、インボイスに記載された金額により仕入控除税額を算出し、購入金額との差額を雑収入等（消費税課税対象外の売上）として計上しますが、購入金額により仕入控除税額を算出する方法も認められます。また、割増価格にて購入した場合には、インボイスに記載された金額を上限として仕入控除税額を算出することとなります。

今後の中小企業資金繰り支援について

新型コロナに焦点を当てた資金繰り支援の「コロナセーフティネット保証4号」や「コロナ借換保証」は今月末で終了となります（能登半島地震の被災地域は「コロナ借換保証」を継続）。

また、「コロナ経営改善サポート保証」や、日本公庫等の「コロナ特別貸付」、「コロナ資本性劣後ローン」は本年12月末まで延長となります。

なお、関係省庁が連携して公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指し、中小企業活性化協議会等を通じて事業再生の可能性が高く必要と判断した中小企業の情報を公租公課の徴収現場（税務署や年金事務所等）や金融機関等で共有する「事業再生情報ネットワーク」の運用が開始されます。

国外財産調書・財産債務調書の提出期限

一定財産を有する場合の国外財産調書及び財産債務調書の提出期限は「その年の翌年6月30日」に変わり、令和5年分は本年7月1日が期限です。

国外財産調書は年末時点で5千万円超の国外財産を保有している方が提出します。また、財産債務調書は①その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超で、かつ、年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方、又は②年末時点で10億円以上の財産を有する方、に該当する場合は提出が必要となります。